平成２９年（フ）第４８号
山形市双月町１丁目２番19号　グリーンコーポラス　102号、前住所山形市宮町３丁目５番32号
債務者　青木　悟郎
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２５５号
埼玉県新座市片山１丁目17番15号
債務者　後藤　　勇
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４７３号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷８丁目８番１号　市営住宅Ｂ－201号
債務者　成田　昌広
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１２号
愛知県西尾市中畑町向野47番地１　ハイム向野Ａ102号室
債務者　水野　文子（旧姓川崎・川合）
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１５４号
愛知県安城市篠目町童子202番地７　ビューハイツ東長根Ａ－103
債務者　大津　尚之（旧姓小形）
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第７６号
群馬県高崎市寺尾町621番地１　特別養護老人ホームホビ園
債務者　高橋　節子
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第３２２号
さいたま市南区大字太田窪2824番地１　オフコーポ日暮２　103
債務者　道上　　聡
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３２７号
さいたま市浦和区針ヶ谷３丁目20番６号　メゾン加賀美102
債務者　金城　吉正
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３３４号
さいたま市南区曲本３－12－２　コスモ武蔵浦和505、住民票上の住所埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地１街区15棟102号
債務者　杉山　広行
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３５４号
さいたま市中央区本町西１丁目３番７号　クラシア202、旧住所さいたま市中央区本町西１丁目３番７号
債務者　佐々木美咲（旧姓野口・齊木）
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３７０号
埼玉県川口市大字赤井1105番地の16
債務者　横山　尚美
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８６号
埼玉県草加市旭町６丁目13番12号　筑波マンション101号
債務者　齋藤　俊雄
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１１８号
埼玉県羽生市大字上新郷6119番地５
債務者　五十嵐徳彦
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１６号
埼玉県秩父市日野田町２丁目６番２号　山本アパートい号
債務者　武蔵　益美
1　決定年月日時　平成29年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２９年（フ）第６４号
沖縄県うるま市字赤道1019番地５　グランドソレーユ103号室
債務者　富田　清子
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第１４７号
静岡市清水区駒越西２丁目７番１号
債務者　大石　千裕
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部